

新制度 第2回放射線科専門医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 栗林 幸夫

下記のごとく、平成21年5月改正の新しい放射線科専門医制度規程に基づく第2回放射線科専門医認定試験を行います。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出願して下さい。

記

試験の期日 筆記試験 平成25年8月23日(金)

試験の場所 東京都内

試験の内容 1) 放射線診療全般(診断、核医学、治療)における基礎知識

2) 臨床放射線科医としてわきまえておくべき放射線物理学、放射線生物学、放射線安全管理(放射線防護)

試験の方法 筆記試験(日本医学放射線学会ホームページに掲載されている、平成24年8月24日施行の第1回放射線科専門医認定試験問題を参考にして下さい)

受験手続 出願開始 平成25年4月8日(月)

締切 平成25年5月13日(月)必着

◎ 受験資格

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
 - (2) 日本国の医師免許を有すること
 - (3) 医師法(昭和23年法律201号)第3条および第4条の規定に該当しないこと
 - (4) 申請時において、初期臨床研修期間を含め5年以上の臨床経験を有すること
 - (5) 申請時において、3年以上本学会正会員であること
 - (6) 定められた研修期間、研修内容、研修施設等の条件を満たしていること
 - (7) 上記のうち少なくとも3年(36ヶ月)は、日本医学放射線学会の新規程下で認定した総合修練機関及び修練機関において修練が必要です。研修期間3年間のうち、最低1年間は総合修練機関において、研修指導医のもとで臨床研修することが必要となります。今年度受験される方は少なくとも修練期間の総計は、平成25年5月末日までに、3年(36ヶ月)が必要となります。
 - (8) 必須講習会「医療安全・放射線防護」及び「医療倫理」の受講証明書の提出が必要となります。(すでに、日本医学放射線学会ホームページの「専門医制度に関するお知らせ」中の「放射線科専門医制度における必須講習会について」にも記載してあるとおり、新制度下の放射線科専門医試験受験資格の必須要件となっています。)
- ◎ 受験を希望される方は、「一次願書」と表記し自分の宛先(住所・氏名)を明記した返信用封筒(A4サイズ、140円切手貼付)を同封の上、下記の学会事務局にお申込みいただければ、必要書類をお送りします。
- ◎ 出願に当たってご不明な点がありましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。
- ◎ 日本医学放射線学会事務局

旧制度 第 24 回放射線科認定医認定（旧一次）試験について

日本医学放射線学会 理事長 栗林 幸夫

下記のごとく、旧放射線科専門医制度規程に基づく第 24 回放射線科認定医認定（旧一次）試験を行います。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出願して下さい。

記

試験の期日 筆記試験 平成 25 年 8 月 23 日（金）

試験の場所 東京都内

試験の内容
1) 放射線診療全般（診断、核医学、治療）における基礎知識
2) 臨床放射線科医としてわきまえておくべき放射線物理学、放射線生物学、
放射線安全管理（放射線防護）

試験の方法 筆記試験（平成 24 年 8 月 24 日施行の第 23 回試験問題は、日本医学放射線学会ホームページに掲載されています）

受験手続
出願開始 平成 25 年 4 月 8 日（月）
締切 平成 25 年 5 月 13 日（月）必着

◎ 受験資格

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法（昭和 23 年法律 201 号）第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
- (4) 受験時に、医師免許証取得後 3 年以上、かつ本学会員となって 2 年以上を満たしていること
- (5) 上記 3 年のうち少なくとも 2 年（24 ヶ月）は、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関あるいは新規程下で認定した総合修練機関での修練が必要です。旧規程下で認定した協力機関あるいは新規程下で認定した修練機関における修練は、修練期間の 1/2 まで認められています。修練期間の総計は、平成 25 年 5 月末日までに、少なくとも 2 年（24 ヶ月）が必要です。

◎ 受験を希望される方は、「一次願書」と表記し自分の宛先（住所・氏名）を明記した返信用封筒（A4 サイズ、140 円切手貼付）を同封の上、下記の学会事務局にお申込みいただければ、必要書類をお送りします。

◎ 出願に当たってご不明な点がありましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

◎ 日本医学放射線学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目1番16号 NP-IIビル7階

旧制度 第22回放射線診断専門医認定（旧二次）試験について

日本医学放射線学会 理事長 栗林 幸夫

下記のごとく、旧放射線科専門医制度規程に基づく第22回放射線診断専門医認定（旧二次）試験を行います。

これは、臨床に求められる放射線診療全般と放射線基礎医学との基礎的事項を理解した上で放射線科認定医資格を取得した者に対して、画像診断部門に関する深い専門的知識と、放射線診断を研修中の放射線科医および他診療科医師を指導できる臨床能力を評価する試験で、日本医学放射線学会の二段階試験（認定医試験・専門医試験）のうちの専門医試験（放射線診断）に相当するものです。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出願して下さい。なお、「放射線診断専門医」を選択された方は、日本医学放射線学会と日本放射線腫瘍学会が共同認定する「放射線治療専門医」試験の受験は認められません。また、すでにどちらかの部門に合格している方も原則として受験はできません。

記

試験の期日 筆記試験 平成25年8月23日（金）

口答試験 平成25年8月24日（土）

試験の場所 東京都内

試験の内容 1) 放射線診断学

2) 核医学

3) 放射線安全管理

試験の方法 筆記試験および症例を中心とした口答試験（平成24年8月24日施行の第21回筆記

試験問題は、日本医学放射線学会ホームページに掲載されています）

受験手続 出願開始 平成25年4月8日（月）

締切 平成25年5月13日（月）必着

◎ 受験資格

次の各号のすべてに該当するものでなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会の会員であること
- (2) 日本国の医師免許を有すること
- (3) 医師法(昭和23年法律201号)第3条および第4条の規定に該当しないこと
- (4) 一次試験合格者で、その後2年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関において、画像診断学、核医学、IVRを研修した者
- (5) 診断・核医学の試験受験者は、①日本医学放射線学会雑誌（Japanese Journal of Radiology）またはRadiation Medicine誌への投稿論文（主著者）、②放射線画像データ管理システム（日本医学放射線学会ホームページからアクセス）に一例の症例登録（登録期限7月末日）、のいずれかを必要とします。

◎ 受験を希望される方は、「二次願書」と表記し自分の宛先（住所・氏名）を明記した返信用封筒（A4サイズ、140円切手貼付）を同封の上、下記の学会事務局にお申込みいただければ、必要書類をお送りします。

◎ 出願に当たってご不明な点がありましたら、書面にて下記事務局内「放射線科専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

◎ 日本医学放射線学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目1番16号 NP-IIビル7階

旧制度 第 22 回放射線治療専門医認定試験について

日本医学放射線学会 理事長 栗林 幸夫
日本放射線腫瘍学会 理事長 西村 恒昌

下記のごとく、旧放射線科専門医制度規程に基づく第 22 回放射線治療専門医認定(旧二次)試験を行います。

これは、放射線医学ならびに臨床腫瘍学を理解した上で放射線科認定医資格を取得した者に対して、放射線腫瘍学に関する深い専門的知識と、放射線治療を研修中の放射線科医および他診療科医師を指導できる臨床能力を評価する試験で、日本医学放射線学会の二段階試験(認定医試験・専門医試験)のうちの専門医試験(放射線治療)に相当するものですが、平成 23 年度より「放射線治療」で合格された方は、日本医学放射線学会および日本放射線腫瘍学会で「放射線治療専門医」として共同認定されることになりました。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出願して下さい。なお、「放射線治療専門医」を選択された方は日本医学放射線学会が行う「放射線診断専門医」試験の受験は認められません。また、すでにどちらかの部門に合格している方も原則として受験はできません。

記

試験の期日	筆記試験 平成 25 年 8 月 23 日(金) 口答試験 平成 25 年 8 月 24 日(土)
試験の場所	東京都内
試験の内容	1) 放射線腫瘍学 2) 放射線基礎医学ならびに放射線安全管理学
試験の方法	筆記試験および口答試験(平成 24 年 8 月 24 日施行の第 21 回筆記試験問題は日本医学放射線学会ホームページに掲載されています。)
受験手続	出願開始 平成 25 年 4 月 8 日(月) 締切 平成 25 年 5 月 13 日(月) 必着

◎ 受験資格

次の各号のすべてに該当する者でなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会ならびに日本放射線腫瘍学会の会員であること
 - (2) 日本国の医師免許を有すること
 - (3) 医師法(昭和 23 年法律 201 号)第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
 - (4) 日本医学放射線学会放射線科認定医認定試験(旧一次試験)合格者で、その後 2 年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関において、治療を研修した者
- ◎ 放射線治療専門医試験に関しては、平成 23 年度より放射線治療専門医制度規程に従い、両学会で構成する放射線治療専門医制度委員会が実施し、試験の運営は日本放射線腫瘍学会が行なっています。つきましては、受験を希望される方は、「放射線治療専門医試験願書」と左端に表記し自分の宛先(住所・氏名)を明記した返信用封筒(A4 サイズ、140 円切手貼付)を同封の上、下記の日本放射線腫瘍学会事務局内「放射線治療専門医制度委員会」にお申込みいただければ、必要書類をお送りします。
- ◎ 出願に当たってご不明な点がありましたら、書面にて下記事務局内「放射線治療専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。
- ◎ 日本放射線腫瘍学会事務局

〒100-0013 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル
株毎日学術フォーラム

日独放射線医学交流計画に基づく交換留学生募集について

日本医学放射線学会 理事長 栗林 幸夫
日独放射線医学交流計画 事務局 本田 浩

日独放射線医学交流計画 (Japanese-German Radiological Affiliation) は 1979 年 9 月、日本医学放射線学会およびドイツ・レントゲン学会両会長の署名の下に発足し、1983 年より 2 年に 1 回日独両国の放射線科医が集まって Workshop を開催しています。また 1991 年より交流計画事業の一環として日本からドイツへの留学制度をスタート致しましたが、2005 年からは交換留学制度 (Exchange Program) として双方向の交流を図っております。については下記要領にて 2013 年度交換留学生を募集致します。

ドイツでの研修または研究に興味をお持ちの先生方の応募を歓迎します。

記

[日独放射線医学交流計画交換留学制度]

目 的 : 互いの留学先国において放射線医学を研修ないしは研究し、帰国後は自国の放射線医学の発展に寄与すると同時に、日本一ドイツ放射線医学の交流に尽くす人材の育成を目的とする。

資 格 :

- 放射線科を専攻する 45 歳以下の医師。学位、専門医の資格は問わないが、既取得が望ましい。
- 自施設にてドイツからのカウンターパートナーを受け入れ、サポートすることが可能であること。
- 語学力（ドイツ語または英語）が必要である。
- 2014 年 3 月までに留学開始が可能であること。
- 本制度を利用したことのない者。

募集人数 : 2 名

留学期間 : 原則として 3 ヶ月

支 給 額 : 交通費(航空運賃)および滞在費の一部として 5,000 ヨーロを支給する。

選考方法 : 応募書類に基づき、選考委員会にて厳正な審査の上決定する。

応募要領 :

- 応募方法 : 返信用封筒 (22cm×30cm 以上) に 390 円切手を貼り、氏名・住所を記入して事務局宛送付下されば、折り返し必要書類を送付しますので、必要事項を記入の上、下記期間内必着にて事務局宛に送付して下さい。

- 応募書類請求先および送付先 :

〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学大学院医学研究院 臨床放射線科学分野内
日独放射線医学交流計画事務局 本田 浩

TEL 092-642-5695 FAX 092-642-5708

- 応募締切 : 2013 年 5 月 31 日 (厳守のこと)